

これまでのあゆみ

| | | | |
|-------|--------|---|---|
| 平成11年 | 7月 | 司法制度改革審議会を内閣に設置 | |
| 平成12年 | 10月 | 法務大臣、(財)法律扶助協会を民事法律扶助法の指定法人に指定 | |
| 平成13年 | 6月 | 司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出 | |
| | 12月 | 司法制度改革推進本部を内閣に設置 | |
| 平成14年 | 3月 | 司法制度改革推進計画を閣議決定 | |
| 平成16年 | 6月 | 総合法律支援法公布 | |
| 平成17年 | 9月 | 日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表 | |
| 平成18年 | 4月10日 | 日本司法支援センター設立 金平輝子理事長就任 |  <p>▲法テラス設立記者会見の様子</p> |
| | 4月28日 | 法務大臣、第1期中期計画を認可 | |
| | 5月25日 | 法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可 | |
| | 10月2日 | 業務開始(東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任) | |
| | | 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可 | |
| | |  <p>◀東京地方事務所開設式</p> | |
| 平成19年 | 3月30日 | 総合法律支援法第30条第2項に規定する業務(受託業務)の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結 | |
| | 4月1日 | 中国残留孤児援護基金委託援助業務開始 | |
| | 10月1日 | 日弁連委託援助業務開始 | |
| | 10月30日 | 法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可 | |
| | 11月1日 | 国選付添人に関する業務開始 | |
| 平成20年 | 4月10日 | 寺井一弘理事長就任/顧問会議を設置 | |
| | 9月~12月 | 法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査(路上生活者も調査対象に含む)を実施 | |

| | | |
|-------|--------|--|
| | 11月13日 | 法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可 |
| | 12月1日 | 被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始 |
| 平成21年 | 5月1日 | 法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ） |
| | 5月21日 | 裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大 |
| 平成22年 | 2月25日 | コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破 |
| | 2月26日 | 法務大臣、第2期中期目標を指示 |
| | 3月1日 | 「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行 |
| | 3月30日 | 法務大臣、第2期中期計画を認可 |
| | 12月1日 | 仙台コールセンターが受電業務を開始 |
| 平成23年 | 3月11日 | 東日本大震災発生。仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京のコールセンターのみで受電業務を行う。 |
| | 4月4日 | 仙台コールセンター、受電業務を再開 |
| | 4月10日 | 梶谷剛理事長就任 |
| | 7月1日 | 仙台コールセンターに受電業務を完全移行 |
| | 10月2日 | 東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所 |



▲3月11日仙台コールセンターの様子



◀法テラス南三陸開所式

| | | |
|-------|---------|--|
| | 11月1日 | 「震災 法テラスダイヤル」（東日本大震災被災者向けのフリーダイヤル）開始 |
| | 12月1日 | 被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所 |
| 平成24年 | 2月5日 | 被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所 |
| | 3月10日 | 被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所 |
| | 4月1日 | 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行 |
| | 4月2日 | 全国の地方事務所で法テラス震災特例法による法律援助事業を開始 |
| | 9月30日 | 被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所 |
| | 11月～12月 | 「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施 |

- 平成25年 1月7日 コールセンターへの問合せ件数が累計 200 万件突破
- 3月1日 「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
- 3月17日 被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
- 3月24日 被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
- 4月1日 常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣
多言語情報提供サービスを開始
- 10月1日 7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
- 12月1日 被害者参加旅費等支給業務を開始
- 平成26年 2月28日 法務大臣、第3期中期目標を指示
- 3月28日 法務大臣、第3期中期計画を認可
- 4月1日 ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
- 4月10日 宮崎誠理事長就任



▲宮崎誠理事長就任記者会見

- 6月18日 国選付添人制度対象事件の拡大
- 平成27年 3月31日 法テラス震災特例法の延長が決定（平成 30 年3月 31 日まで）
- 平成28年 2月18日 コールセンターへの問合せ件数が累計 300 万件突破
- 4月14日 熊本地震発生
- 5月14日 「震災 法テラスダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に
- 5月27日 改正総合法律支援法成立
- 7月1日 改正総合法律支援法の一部を施行
熊本地震に適用され、無料法律相談を開始



▶熊本地震被災者支援として移動相談車両を活用した相談を実施

平成27年度の主な出来事

平成27年6月26日

ベトナム司法省研究団の本部訪問

ベトナム司法省研究団の方々8名が、日本の法律扶助研究のため法テラス本部を訪問。日本の法律扶助制度や法テラスの業務などについて説明を行った。

7月1日

鱒ヶ沢地域事務所開所

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町に司法過疎対策として鱒ヶ沢地域事務所を開所。



▲鱒ヶ沢地域事務所の外観

9月2日

大韓弁護士協会の本部訪問

大韓民国から大韓弁護士協会の方々5名が、法テラス本部を調査のため訪問。活発な意見交換を行った。

9月

関東・東北豪雨災害対応

「豪雨災害に関するQ&A」を作成して法テラスのホームページに掲載し、被害に遭われた方への情報提供を開始。

平成28年2月18日

法テラス・サポートダイヤル問合せ件数300万件突破

法テラスのコールセンター、「法テラス・サポートダイヤル」の問合せ件数が、業務を開始した平成18年10月2日から累計で300万件を突破した。

2月20日

法テラスシンポジウム

「支え合う社会へー子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法」開催

東京都渋谷区・東京ウィメンズプラザホールで、法テラスシンポジウムを開催。

多くの一般の方、福祉関係者、弁護士や司法書士など約240名の参加を得た。



▲パネルディスカッションの様子

10年を振り返って

忘れ難き「自主勉強会」の熱い夜々

日本司法支援センター初代理事長 金平 輝子

平成18年10月の法テラス業務開始に向けて、本部も地方事務所も一丸となって、準備に追われていた6月半ばのことです。出勤すると、机上の「自主勉強会」お知らせ文が目に入りました。スタッフ弁護士を中心にした職員有志の呼びかけでした。

スタッフ弁護士として、赴任後、市民に近い場所で質の高い法的サービスを提供するために、何が必要か。法テラスの場を生かしてどのようなことができるのかを、共に学び、議論をしたいので、理事長も参加をと呼びかけを戴いたのです。国民に身近な司法を目指す、という法テラスの理念をどう実現するかを模索していた私は、直ちに参加を決めました。

勉強会開始は、仕事終了後、午後8時ごろから――熱のこもった議論が続きました。

福祉機関と、どう連携するか、求められる支援、果たすべき役割、法テラスにおける法教育の在り方等…「自主勉強会」は、まさに同志の集まりであり、新しい時代を創る使命を強く感じる場でもありました。

市民と司法の架け橋を目指した法テラス、そして、スタッフ弁護士をはじめ、職員の熱い想いを凝縮させた勉強会に参加できた日々は、忘れ難いものとなりました。

弁護活動と報酬基準の間で

国選弁護課元課長 柴田 誠（静岡地方裁判所沼津支部判事）

私は、平成23年8月から2年間、本部国選弁護課長として業務に当たりました。着任するなり、報酬基準が弁護活動の実態を反映していないとの不満が、契約弁護士の中に渦巻いていることを痛感しました。当時は、東日本大震災直後の厳しい財政事情で、報酬基準を改正することで不満を解消していくことは、困難な状況でした。他方、報酬基準は、既に6回の改正を経て、一つのポリシーに基づく体系として完成の域に近づいているように思われましたし、私自身、ルールというのは、どれだけ精緻なものを作っても、全てを網羅し尽くすことは不可能で、解釈で補充することは避けられないと考えていました。

そこで、契約弁護士の不満に対し、報酬基準の依って立つポリシーを丁寧に説明して理解を求めるとともに、解釈で賄える場合と賄えない場合を明確にし、解釈で賄える場合は解釈で支払う方針で臨むことにしました。解釈で対処する道を選ぶと、全体の整合性の維持、運用の統一が大きな課題となってきますので、副所長会議等の機会にじっくりご議論いただいた上で、成果を注釈書にまとめたほか、報酬算定事務を本部に集約する機構改革を進めました。あっという間の2年間でした。

手探りで積み重ねた新しい支援体制

犯罪被害者支援室元室長 高際みゆき（東京都生活文化局担当部長）

経験したことのない、全く新しい業務について、一つひとつ手探りで決めていく。支援の対象は？ご相談の受け方は？その後の対応は？何にどのように留意すべきなのか？

業務を通じ、次々生じる課題や悩みを全国の仲間と共有し、議論し、犯罪被害に遭われた方にさらなるご負担をおかけしない「法テラスの支援」の在り方を、少しずつ作り上げ、また見直し、再び仲間と共有する。かけがえのない経験をした3年間は、そうした積み重ねの毎日でした。

被害者・ご遺族の方々と直接お話するたびに沢山の気づきがありました。また、DVや児童・高齢者等への虐待について、「犯罪被害には当たらない」と明言する方がいる一方、「他人を殴ったら一度でも逮捕されるのに、この人達は、恐怖で身を硬くしながら、傷害罪や殺人未遂で前科100犯にもなり得る相手と、今も同じ屋根の下にいるのよ」という支援者の言葉に、私達にできること、求められていることは何か、必死に考えたこと。それから、被害者が裁判に参加することへの切実な思いと、一方にある根強い批判の中で、新たな支援体制の構築に結実させていったこと……。

数えきれない課題は、全国の地方事務所やコールセンターで頑張っている仲間、多くの声を寄せてくださった被害者や支援団体の方々がいなければ決して立ち向かうことはできなかった。その思いは今も感謝の念とともに強く心に残っています。

被災者のための法テラス

宮城地方事務所南三陸出張所主幹 菊田 清一

被災地出張所は、誰でも気軽に相談ができる法テラスです。

「法的解決が復興への早道」と壊滅的被害を受けた南三陸町に出張所が開設されました。出張所の隣は、ご遺体の検視所でした。あの津波の阿鼻叫喚の地獄を経験した私たちにとっては、ご家族やご友人たちの無念は人ごとではなく、毎日胸を締め付けられる思いでした。

PRのため仮設住宅や、津波に流されなかった家を歩けば、弁護士の過疎地のゆえ、「選挙運動すか、宗教法人すか」と間違えられる始末でした。高齢者の出張相談ではオレオレ詐欺犯が現れたと近所の人に通報され、「法テラス号」が警察車両に取り囲まれたこともありました。それにもめげず、震災を生き延びた者の責務だと汗だくで歩き回りました。しかし、今まで多くの人が住んでいたところは海と化しています。その場所にはもう戻れないのです。終の棲家を得るには、新しい高台が必要です。借金、相続、離婚など難問題が噴出しました。涙をこらえて話す相談者もいます。

開所から5年、今では「困ったら法テラスさいぐべ!」と、駆け込み寺的存在です。「相談ごと、うまぐいったや」と満面の笑顔で御礼に来訪する相談者もいます。うれしくなります。被災地出張所の強みは、被災者に寄り添った被災者のための法テラスだからです。